

# 大和郡山市中小企業融資保証制度

(令和8年4月1日現在)

運転資金・設備資金・店舗改造資金の3種類があります。

申込から決定まで(信用保証協会での審査を含め)約1ヶ月かかります。

## ●融資の対象となる業種の範囲●

- 食料品工業
- 繊維製品工業
- 木材、木製品工業
- 家具、建具工業
- 紙工業
- 印刷製本業
- 化学工業
- 石油、石炭製品工業
- ゴム工業
- 皮革工業
- 窯業
- 機械工業
- 電気機器工業
- 車両工業
- 船舶工業
- 金属工業
- サービス業
- 建設業
- 卸売、小売業
- 運送、倉庫業
- その他

※中小企業信用保険法第2条に定める者で、信用保険対象業種を営んでいること。

## ●取扱金融機関●

- 奈良信用金庫
- 南都銀行
- 京都銀行

以上の市内各本店、支店出張所

## ●ご注意●

- 融資保証(保証額等)の決定は、奈良県信用保証協会が行います。
- 事実上の用途以外に融資を利用されるおそれがある場合、融資申込を受けることができません。
- 融資利率等が変更される場合があります。
- すでに本制度による融資を受けている方は、融資残高が融資総額の50%以下の場合のみ、借換による既往債務の完済を前提として融資申込ができます。
- すでに本制度の保証人になられている方は、他の方が本制度の申込みをする時の保証人に重ねてなることはできません。
- 申込人及び保証人の方が相互にその保証人及び申込人になることはできません。

●融資の種類●

名称	運転資金	設備資金	店舗改造資金
融資限度額	700万円以内	700万円以内	1000万円以内
融資利率	短期(1年以内) 2.000% 長期(1年を超える) 2.000%		
融資期間	3年以内	4年以内	7年以内 (据置6カ月を含む)
償還方法	分割返済		
資格要件	○個人 申請時点で、住民基本台帳に記録されている住所が、引き続き1年以上本市の区域内にあること。		
	○法人 申請時点で、本市内を所在地として登記簿に記載された本店又は支店が、引き続き1年以上存続していること。		
	申請時点で、6カ月以上、同一事業を引き続き経営していること。	申請時点で、1年以上、同一事業を引き続き経営していること。	
	本制度にかかる融資債務がないこと(融資残高が50%以下の場合借換可)。		
	市税を滞納していないこと。		
	中小企業信用保険法第2条に定める者で、信用保険対象業種を営んでいること。		
信用保証及び担保	奈良県信用保証協会の信用保証付きとします。		
	担保が必要な場合は、徴求します。		
	信用保証料は、全額市が負担。 ※条件変更による追徴金については本人負担 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する時の引き上げ分は本人負担		
	融資申込時から3ヶ月以内に改造工事に着手し、1年以内に工事が完成するものであること。		
連帯保証人	○個人 原則として不要 ○法人 信用保証協会が必要と認める場合にのみ必要		

● 申込に必要な書類 ●

名称	設備資金 運転資金		店舗改造資金		備考
	個人	法人	個人	法人	
融資申請書	○	○	○	○	
債務保証料補給申請書	○	○	○	○	
個人(法人)情報の提供等に関する同意書	○	○	○	○	
信用保証委託申込書	○	○	○	○	直近 12 ヶ月分の売上を記載していること
登記事項証明書	—	○	—	○	直近 3 か月以内に発行されたもの
決算書(付属明細書を含む)	—	○	—	○	直近 2 期分
確定申告書	○	—	○	—	直近 2 年分
見積書	○	○	○	○	運転資金の場合は不要
計画図面	—	—	○	○	店舗改造資金の場合のみ
その他					必要に応じて追加書類を求める場合があります。

※試算書の添付は不要となりました。ただし、信用保証委託申込書下部の売上記載欄に売上の記載、もしくは、別添資料の添付が必要です。

◎本制度融資利用にあたり、奈良県信用保証協会及び利用金融機関にて別途必要な書類がございます。各機関にて必要な書類については、奈良県信用保証協会及び利用金融機関にてご確認ください。

◎本制度融資申し込みにあたり、申請者にかかる納税状況、居住状況を確認いたします。確認の結果、利用資格要件を満たさない場合は、申請受付を取り消します。

